

真の街の活性化を望む

堀越道男 議員

3歳未受診者には葉書による。それでも受診できない未受診者には翌月葉書にて2歳児教室を勧めている。また、家庭訪問のときに未

受診者全員の状況を把握するよう努めている。  
〈その他の質問事項〉  
○介護予防事業について。  
○きぬ温水プールについて。

○にぎわい再生事業について  
質問 にぎわい再生事業の経過は平成13年から色々な事業をやってきた。また平成19年にアンケート調査で中心市街地に市民が気軽に集まる場所が必要との意見が出され、平成22年3月に都市計画マスタープランを策定。中心市街地に商業機能の再生や歴史・文化資源の活用に必要な都市基盤整備をすすめる、市民活動の場や交流機会の創出、子育て支援など市民ニーズに対応した拠点機能の導入を図るために当該事業を追加した。

私は賑わいをつくりだすためには、ハード面だけを追っけていても作り出せないと思う。補助金が切れる期間が2年しかないの、あせりも感じる。補助金を消化するだけなら、やらない方がいい。もっと根本から考

えた他の町での経験も生かした再生事業を作ってほしいと思うがどうか。

答弁 (都市建設部長) 市街地にぎわい再生事業は、まちづくり交付金を活用した事業として、平成22・23年度の2か年を事業期間として実施する。

現在、事業地の具体的な整備計画や整備後の施設等の管理及び運営等の検討を行うため、検討協議会を、これまでに2回開催し、活発な意見交換が行われた。同協議会では、この場所に合った店舗のあり方を検討したい旨の意見が出され、事業の進め方としては非常に有効な方向に進んでいる。  
地元商店街からは、史実に基づいた新たな名物を発掘するようなソフト事業の提案も行われ、当事業に對

する大きな期待と施設整備後の運用について積極的に関わり、努力をしていくという強い意志が示された。事業地や将来的な構想についても適切で様々な意見も出された。

今後も検討協議会においては、導入機能とともに、整備後の施設運営やさらには新たなソフト事業の展開などについて検討を実施する。

市民協働体制のもとで、市民や商店街、各種団体が真に必要な拠点について行政が整備を行うすが、最も重要なことは整備後の

正確な調査を目指して

岡野一男 議員

○国勢調査の実施について  
質問 今回の国勢調査は大規模調査となる。①個人情報保護法施行直後の2005年調査時には回答拒否が何件あったか。

②今回の調査で個人情報保護の対し、配慮していることはどのようなことか。  
③回答用紙はだれが点検されるのか。正確な記入が要求されるが、以前は調査員が面談をして項目を埋めてい

拠点の使い方及びソフト事業の充実であり、地元商店街や農産物直売を計画している営農者等による新商品の開発や新たなアイデアの発案について、助言やサポートの体制を整え、行政の役割を果たしていきたい。  
(再質問) 検討協議会の傍聴を拒否された。非公開というのは問題ではないか。  
(再答弁) (都市建設部長) スペースの問題はあるが会長の意見も聞きながら前向きにすすめていきたい。

○医療保険体制について。

答弁 (企画部長) ①回答拒否件数は、当時の水海道市、

石下町においても数件あったが、具体的な数字については不明。拒んだ場合統計法において、罰則も規定されているが、適用事例は県内において無い。

前回の調査で回答拒否の世帯は、「聞き取り調査」等を実施し、調査票の補筆を行った。

②の質問では、個人情報保護するため、調査票は、世帯で記入後に封入されたものを調査員が回収し、郵送による提出もできる。

③の質問、統計調査員は記入された調査票を見ることは出来ないの、調査員は調査票の配布時に書類の書き方、提出の方法などの説明を行い、調査票を回収したあと、調査書類を市へ提出する。

指導員は、提出された調査書類の検査を行い、記入漏れ・誤記等、記入不備の世帯への照会及び確認、調査書類の整理を行う。

担当者は、指導員を補助し、記入不備世帯への照会や確認を行い、審査事務を円滑に進めるため、住民基本台帳の一部閲覧等、必要に応じ行政資料の活用をする。